二　一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併又は分割に係るもの　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

三　一般不定期航路事業に係るもの　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四　（略）

3～5　（略）

6　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であって一般旅客定期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7・8　（略）

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十条	（略）	（略）	（略）
海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	

二　国内一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併又は分割に係るもの　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により国内一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

三　海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業に係るもの　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四　（略）

3～5　（略）

6　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であって国内一般旅客定期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7・8　（略）

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十条	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	